平成 25 年 12 月 12 日
独立行政法人都市再生機構九州支社

独立行政法人都市再生機構財産売却一般競争入札広告書

1　物件の表示

旧　皿山職員宿舎（福岡市南区）

住居表示		福岡市南区皿山四丁目 5 番 27			
土地	所在及び地番	福岡市南区皿山四丁目五区 29 番 1、10			
	地目	宅地		地積(公簿)	2,039.41 ㎡
				実測面積	2,038.95 ㎡
建物	所在	福岡市南区皿山四丁目 29 番 10			
	家屋番号	29 番 10			
	種類	共同住宅	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	
	床面積(公簿)	1 階：209.39 ㎡　2 階：232.59 ㎡　3 階：232.59 ㎡ 計：674.57 ㎡			
備　　考		ﾃﾆｽｺｰﾄ、その他工作物等一式			

※ 物件の詳細及び競争入札手続等は、入札案内書及び物件概要書に記載しておりますので、ご参照願います。

2　最低売却価格

金 124,900,000 円
ただし、建物及びその他の工作物一式については無償で譲渡するものとします。

3　入札参加資格
入札参加者の資格は、次に掲げる（1）から（3）までとします。
(1) 土地等譲渡契約を締結し、物件の譲渡の対価を支払う能力がある者であること。
(2) 次の条件を満たす者であること。
① 法人が入札する場合は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を受けていない者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）により特別清算を行っていない者であること。
② 個人が入札する場合は、成年被後見人若しくは被保佐人でないこと又は破産者であった者は、既に復権を得ていること。
③ 不法な行為を行い、若しくは行う恐れのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で構成される団体、法人若しくはそれらの構成員で、譲受人として当機構（以下「機構」といいます。）が適当でないと認める者でないこと。
④ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずるものでないこと。
⑤ 土地等譲渡契約の締結に際し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）」に準じて機構が行う本人確認に応じることができること。
※ 本人確認で取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく行政庁に提供することがあります。
(3) 入札期日から起算して２年前の日以降において次に掲げる者の一に該当していないこと。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。
① 機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
② 機構が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
③ 機構と落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④ 機構の監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤ 機構との契約において、正当な理由なく契約を履行しなかった者
⑥ ①から⑤に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

4　入札案内書の配布期間・場所・方法

入札案内書は、平成 25 年 12 月 12 日（木）から平成 26 年 1 月 29 日（水）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く、午前 10 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までの間は除く。）の間、独立行政法人都市再生機構総務部経理チームにおいて配布します。

※当機構にご用の方は、１階受付にお越しください。

5　物件の公開

管理の都合上、物件の敷地や建物内には立ち入ることができなくなっておりますが、次の日時に物件を公開しますので、物件の確認を希望する方は平成 25 年 12 月 19 日（木）午後 5 時までに記 12 のお問合せ先までご連絡の上、ご参加ください。

(1)　日　時

平成 25 年 12 月 20 日（金）午前 10 時 30 分から正午まで

(2)　その他

①　連絡時には、会社等名称・担当者名・連絡先・参加人数等お伝えください。

②　当日は、物件の所在地に直接お越しください。

③　公共の交通機関をご利用の上、お越しください。

④　敷地内には足下の悪い場合がありますので、参加者各自で対策をお願いします。

6　入札方法

入札は、入札案内書に記載する方法により行います。

7　入札参加申込みの受付期間及び受付場所

(1) 受付期間　　平成 26 年 1 月 30 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時まで

(2) 受付場所　　福岡県福岡市中央区長浜 2－2－4

独立行政法人都市再生機構九州支社 入札室　1 階

※入札参加申込みの方は、1 階受付にお越しください。

8　入札保証金の納付等

(1) 入札参加申込みに当たっては、平成 26 年 1 月 29 日（水）までに、入札しようとする金額の 100 分の 5 以上の金額（円未満切上げ）を入札保証金として機構の指定する預金口座に振り込んでいただきます。

(2) 入札保証金が納付されていることが確認できない入札参加申込みは無効とします。

(3) 入札保証金に利息は付しません。

9　入札の日時及び場所

(1) 入札時間　　平成 26 年 1 月 30 日（木）午後 2 時

(2) 入札場所　　福岡県福岡市中央区長浜 2－2－4

独立行政法人都市再生機構九州支社　入札室

※ 入札室へ入室する方は、1 入札参加者 1 名とします。（複数者が連名で入札に参加する場合は、代表者 1 名）入札参加者本人又は代理人以外の方は、入札室への入場はできません。

※ 入札参加申込みの受付状況によっては、入札開始時間が遅れる場合があります。

１０　入札方法等

(1) 入札の無効

本広告書に示した競争入札参加に必要な資格のない方のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(2) 落札者の決定

最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

１１　譲渡条件

入札案内書及び物件概要書記載のとおり。

１２　お問合せ先

本広告書及び入札案内書等に関する質問事項については、下記までお問い合せください。

〒810－8610　福岡県福岡市中央区長浜 2－2－4

独立行政法人都市再生機構 九州支社総務部経理チーム

担当　中村　　電話番号　092－722－1017

松本　　ＦＡＸ　　092-722-1019

１３　その他

物件の譲受けをご希望の方は、入札案内書等を熟読のうえ入札にご参加ください。

【入札案内書配布場所】

〒810 - 8610　福岡県福岡市中央区長浜 2－2－4

独立行政法人都市再生機構九州支社 総務部 経理チーム

※当機構にご用の方は、1 階受付にお越しください。

仕様地図承認 c　昭文社第 53G 125 号

交通

福岡市営地下鉄空港線「赤坂門」駅　下車後　徒歩約 10 分

西鉄大牟田線「天神」駅 下車後　徒歩約 15 分

【現地案内図】

交通

西鉄バス 51・52 系統「皿山四丁目」・「長住六丁目」下車後　徒歩約　約 7 分

独立行政法人都市再生機構
財産売却一般競争入札案内書

（平成 25 年 12 月実施）

旧　皿山職員宿舎（福岡市南区）

独立行政法人都市再生機構九州支社

総 務 部 経 理 チ ー ム

街に、ルネッサンス

UR都市機構

― 目 次 ―

一般競争入札の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

一般競争入札物件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

最低売却価格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

一般競争入札実施要領・・・・・・・・・・・・・・・２～１１

土地等譲渡契約書・・・・・・・・・・・・・・・・１２～１７

物件概要等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

土地等譲渡契約締結時の本人確認について・・・・・・・・１９

【添付書類】

独立行政法人都市再生機構財産売却一般競争入札広告書

物件概要書

【同封書類】

１　入札参加申込書

２　委任状

３　入札書

４　入札保証金提出書

５　入札書などの記載留意点

６　入札書提出用封筒記入例

ＵＲ都市機構（独立行政法人都市再生機構）は、旧　皿山職員宿舎（福岡市南区）の売却に係る一般競争入札を実施いたします。

一般競争入札の流れ

入札案内書配布	平成 25 年 12 月 12 日(木)～平成 26 年 1 月 29 日(水)	
⇩		
物件の公開	平成 25 年 12 月 20 日（金）午前 10 時 00 分～正午まで	
⇩		
入札保証金の支払い	平成 26 年 1 月 29 日（水）まで	
⇩		
入札参加申込み	平成 26 年 1 月 30 日(木)	午後１時～午後２時
入札等		午後２時から
⇩		
落札者の決定		
⇩		
契約保証金相当額の支払い	平成 26 年 2 月 14 日（金）まで	
⇩		
土地等譲渡契約の締結	平成 26 年 2 月 14 日（金）まで	
⇩		
残代金の支払い	平成 26 年 3 月 7 日（金）まで	
⇩		
所有権の移転 物件の引渡し 所有権移転登記の申請		

この入札案内書の配布開始日以後に、当機構（以下「機構」といいます。）は、入札案内書の内容を変更、修正等する場合があります。入札案内書の内容の変更、修正等事項については、入札案内書の配布を受けた方に対して郵送により通知しますので、必ず通知内容を承知の上、入札に参加してください。配布時に申し出た郵送先に変更があった場合や、機構から配布を受けた方から入札案内書を譲受けた方は、必ず 11 ページのお問合せ先に連絡し、郵送先について申し出てください。

一般競争入札物件

旧皿山職員宿舎（福岡市南区）
（物件の概要については、添付書類「物件概要書」をご覧ください。）

最低売却価格

金 124,900,000 円
ただし、建物及びその他の工作物一式については無償で譲渡するものとします。

一般競争入札実施要領

1　入札参加者の資格
入札参加者の資格は、次に掲げる（1）から（3）までとします。
（1）土地等譲渡契約を締結し、物件の譲渡の対価を支払う能力がある者であること。

（2）次の条件を満たす者であること。
①　法人が入札する場合は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を受けていない者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）により特別清算を行っていない者であること。
②　個人が入札する場合は、成年被後見人若しくは被保佐人でないこと又

は破産者であった者は、既に復権を得ていること。

③　不法な行為を行い、若しくは行う恐れのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で構成される団体、法人若しくはそれらの構成員で、譲受人として機構が適当でないと認める者でないこと。

④　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずるものでないこと。

⑤　土地等譲渡契約の締結に際し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）」に準じて機構が行う本人確認に応じることができること。

※　本人確認で取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく行政庁に提供することがあります。

(3) 入札期日から起算して２年前の日以降において次に掲げる者の一に該当していないこと。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

①　機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　機構が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　機構と落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　機構の監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　機構との契約において、正当な理由なく契約を履行しなかった者

⑥　①から⑤に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

２　物件の確認

管理の都合上、物件の敷地や建物内には立ち入ることができなくなっておりますが、次の日時に物件を公開しますので、物件の確認を希望する方は平成 25 年 12 月 19 日(木)午後 5 時までに 11 ﾍﾟｰｼﾞ記載のお問合せ先までご連絡の上、ご参加ください。

(1)　日　時

平成 25 年 12 月 20 日（金）午前 10 時 00 分から正午まで

(2)　その他

①　連絡時には、会社等名称・担当者名・連絡先・参加人数等お伝えください。

② 当日は、物件の所在地に直接お越しください。

③ 駐車場はございません。公共の交通機関をご利用の上、お越しください。

④ 敷地内には足下の悪い場合がありますので、参加者各自で対策をお願いします。

3 入札への参加方法

(1) 入札保証金の納付等

入札に参加するためには、入札金額の 100 分の 5 以上（円未満切上げ）に相当する金額の入札保証金が必要です。

平成 26 年 1 月 29 日（水）までに、金融機関備付けの振込依頼用紙にて、機構指定の以下の口座にお支払いいただきます。

入札保証金の振込み手続きには、日時を要する場合がありますので、入札参加者が利用する金融機関に確認の上、平成 26 年 1 月 29 日（水）までに確実に以下の口座に入金するように振込みを行ってください。

【振込先】

銀　行　名	みずほコーポレート銀行（金融機関コード　００１６）
支　店　名	本店（支店コード　１００）
預金の種類	普通預金
口 座 番 号	3528356
口　座　名	ドク）トシサイセイキコウ

① 入札保証金の振込み手数料は、入札参加者の負担となります。

② 入札保証金を分割で振込むことはできません。（複数者が連名で入札に参加する場合は、代表する一者が入札保証金額全額を振込んでください。）

③ 他の入札物件に係る入札保証金と併せて一括で振込むことはできません。

④ 入札参加申込み後に、入札保証金額の変更はできません。

⑤ 機構は、入札保証金の預り書を発行いたしません。振込みの際に金融機関が発行した「受領書」（振込みが確認できるもの）は、必ず保管してください。

⑥ 落札されなかった方の入札保証金は、開札後に返還いたします。なお、機構が入札保証金を返還する際は、金融機関への振込み手続きに期間を要しますので、あらかじめご了承ください。（入札保証金返金予定日　平成 26 年 2 月 28 日（金）

⑦ 入札保証金には利息を付しません。

⑧　落札者が、機構が指定した日までに譲渡契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は返還いたしません。また、落札者の入札が無効となった場合も同様とします。

(2) 入札参加申込み

①　日　時

平成 26 年 1 月 30 日(木)午後１時から午後２時まで

（注）時間に遅れた場合は入札に参加できませんのでご注意ください。

②　受付場所

福岡県福岡市中央区長浜２－２－４

独立行政法人都市再生機構九州支社　入札室　１階

※入札参加申込みの方は１階受付までお越しください。

③　必要書類

イ　入札参加申込書

ロ　【法人の場合】法人登記簿謄本

【個人の場合】本籍地市区町村長発行の身分証明書

（外国人の場合は、外国人登録済証明書）

発行日が入札期日から起算して３か月以内のもの

ハ　印鑑証明書

発行日が入札期日から起算して３か月以内のもの

入札に参加する個人本人の印鑑証明書が必要です。（共有の場合は全員分）法人の場合は代表者印の印鑑証明書が必要です。（共有の場合は全法人分）なお、代理人の方のものは不要です。

ニ　入札保証金提出書

入札保証金の振込みの際に金融機関が発行した受領書（振込が確認できるもの）の写し（各自でコピーをお取りください。）を添付書類「入札保証金提出書」の指定箇所に貼付してください。

ホ　委任状

入札参加者が法人の場合で代表権を持たない社員等の方や、入札参加者が個人の場合で代理人の方が入札参加申込みをする場合には、委任状の提出が必要となります。又、複数者が連名で入札に参加する場合は、入札参加者本人のうちの 1 人又は、代理人への委任状が必要です。添付書類「委任状」をご使用ください。

入札参加者本人が入札参加申込みを行う場合は不要です。

ヘ　印鑑

代理人により入札参加申込みをする場合は、委任状の代理人使用印

欄に押印した印鑑をお持ちください。又、入札参加者本人が入札参加申込をする場合は、実印をお持ちください。

(3) 入札

(2) により入札参加申込みをした者は、入札に参加することができます。なお、入札参加申込みに際して不備があったときは、入札に参加することができない場合があります。

① 日 時

平成 26 年 1 月 30 日(木) 午後 2 時から

(注) 入札参加申込みの受付状況によっては、開始が遅れる場合がありますので、時間に余裕をもってご参加ください。

② 場 所

独立行政法人都市再生機構 九州支社 入札室 1 階

(注) 入札室へ入室する方は、1 入札参加者 1 名とします。(複数者が連名で入札に参加する場合は、代表者 1 名) 入札参加者本人又は代理人以外の方は、入札室への入場はできません。

③ 入札方法

添付書類「入札書」に必要事項を記入・押印 (実印又は代理人使用印) の上、封書にして、入札箱に投入してください。

入札書投入後は、理由の如何にかかわらず、入札を取消すことや入札書の記載内容の変更はできません。

④ 落札者の決定方法

イ 開札の結果、有効な入札を行った者の中で、機構が設定した最低売却価格以上、かつ、最高価格で入札した者を落札者とします。

(最低売却価格については、2 ページをご覧ください。)

ロ 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

ハ 開札の結果入札参加者が 1 名しかいない場合は、最低売却価格以上であればその者を落札者とします。

ニ 落札者氏名及び落札金額は、開札の場で読み上げます。

(4) 入札の辞退

① 入札参加者は、入札保証金を納付後、入札前であれば入札を辞退することができます。「入札辞退届兼入札保証金返還 (振込) 依頼書」(用紙は機構に請求してください。) に必要事項を記入・押印 (実印) の上、印鑑証明書及び入札保証金の振込みの際に金融機関が発行した受領書 (振

込が確認できるもの）を添えて、11 ﾍﾟｰｼﾞお問合せ先まで、持参によりお申し出ください。

② 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(5) 公正な入札の確保

① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

② 入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(6) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(7) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とします。

① １の入札参加資格のない者が入札を行ったとき。

② 入札保証金の納付を期限までに行わなかったとき。

③ 入札参加申込みの必要書類が受付時間内に提出されなかったとき。

④ 所定の入札書以外の用紙を使用して入札を行ったとき。

⑤ 入札保証金の額が機構の定める金額に満たないとき。

⑥ 入札金額の記載を訂正したとき。

⑦ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

⑧ 入札書に入札参加者（代理人を含みます。）の所定の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）若しくは印影が判然としないとき。

⑨ 委任状を提出しない代理人が入札を行ったとき。

⑩ 同一事項の入札について、同一人が 2 通以上の入札書をもって入札したとき。

⑪ 同一事項の入札について、入札者又は代理人が他の入札参加者の代理

をしていると認められるとき。

⑫　入札に際し、他人の競争を妨げ、又は入札の遂行を妨害したとき。

⑬　明らかに連合によると認められるとき。

⑭　①～⑬に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。

(8) 非居住者（外国法人・外国人又は日本人の方で非居住者である方）が落札した場合の取扱い

非居住者〔外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第６条第 1 項第６号に規定する非居住者（注）をいう。〕が落札者になった場合で、外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）第１１条第３項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

（注）非居住者とは

本邦内に住所又は居所を有しない自然人及び本邦内に主たる事務所を有しない法人をいう。ただし、非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

(9) 入札結果の開示

機構は、入札結果（物件名、落札者氏名、落札金額及び応札者数等）を開示する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

4　譲渡契約の締結等

(1) 契約保証金の納付

土地等譲渡契約の締結時までに契約保証金相当額として譲渡代金の２割相当額（円未満を切上げ）を納付していただきます。ただし、既に納付された入札保証金を契約保証金相当額の一部に充当しますので、その差額を機構が後日発行する請求書記載の指定口座に振り込んでいただきます。その際の振込手数料については落札者の負担となります。

(2) 土地等譲渡契約の締結

落札者との土地等譲渡契約の締結は、契約保証金相当額の納付後、平成 26 年 2 月 14 日（金）までに当機構総務部経理チーム九州支社入札室（1 階）で行います。なお、期限までに契約を締結されない場合は、落札は無効とし入札保証金の返還は行いませんのでご注意ください。（12 ﾍﾟｰｼﾞ～17 ﾍﾟｰｼﾞ

の土地等譲渡契約書により締結します。）

土地等譲渡契約の締結に際し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）」に準じた本人確認を行います。

※　本人確認で取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく行政庁に提供することがあります。

(3) 残代金の支払い

平成 26 年 3 月 7 日（金）までに、譲渡代金と契約保証金との差額（残代金）を機構が後日発行する請求書記載の指定口座に振り込んでいただきます。その際の振込手数料については譲受人の負担となります。

（注１）譲渡代金の分割払いはできません。

（注２）口座振込以外の支払いは、一切受け付けいたしません。

5　所有権の移転等

(1) 譲渡代金の全額の支払いが完了したときに、所有権の移転があったものとし、物件の引渡しを行います。なお、所有権の移転登記は、機構が行います。

(2) 建物について、所有権の移転登記を受けていただきます。ただし、取り壊し予定の場合は、別途ご相談ください。

(3) 土地等譲渡契約書（機構保管のもの 1 通）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、司法書士報酬等、これらの契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、譲受人の方に負担していただきます。

(4) 物件に賦課される公租公課（年度課税額）は、物件の引渡日の属する月の翌月以降については、譲受人の方に負担していただきます。

物件の引渡日の属する年（引渡日が 1 月 1 日から 3 月 31 日までのときは、これをその年の前年とします。）の 4 月 1 日を起算日として月割計算により精算（物件の引渡しが完了した日の属する月までは機構負担、その翌月以降から譲受人負担）します。

なお、建物部分に係る公租公課相当額については、私人間で行う利益調整のための金銭の授受であり、消費税の課税対象となります。従いまして、土地及び建物の公租公課に、建物部分の公租公課相当額に係る消費税を加算した総額をご負担いただきます。

(5)（3）（収入印紙は除く。）及び（4）の費用は、物件の引渡し時までに機構が発行する請求書記載の指定口座に振り込んでいただきます。その際の振込手数料については譲受人の負担となります。

(6) 譲受人への物件の引渡しは現況有姿にて行います。物件概要書の記載内容等と現状に相違がある場合は、現状を優先します。物件に隠れた瑕疵が発見された場合においても、機構は、売主の瑕疵担保責任を負わないものとします。（譲受人が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に定義される消費者に該当する場合を除く。）

　また、物件内の一切の存置物については、譲受人に無償で譲渡するものとし、譲受人は、物件の引渡し日の現状有姿にて引渡しを受けるものとします。機構は、存置物の修繕、撤去及び処分等に係る一切の負担等について責任を負いません。

【入札に関するお問合せ先】

福岡県福岡市中央区長浜２－２－４
独立行政法人都市再生機構　九州支社　総務部経理チーム
担当：中村　　電話：092－722－1017
　　松本
※当機構にご用の方は、１階受付にお越しください。

【入札会場案内図】

仕様地図承認Ｃ昭文社第 53Ｇ125 号

交通
福岡市営地下鉄空港線「赤坂門」駅　徒歩約 10 分
西鉄大牟田線「天神」駅　徒歩約 15 分

土地等譲渡契約書

譲渡人独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）と譲受人○○○○○（以下「乙」という。）とは、甲の所有する土地等の譲渡に関して、次のとおり土地等譲渡契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、別記物件目録に表示する土地等（以下「物件」という。）をこの契約に定める条件で乙に譲り渡し、乙は、これを譲り受けるものとする。

２　甲及び乙は、この契約に基づく権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

（譲渡代金）

第２条　この契約に基づく物件の譲渡代金（以下「譲渡代金」という。）は、＊＊＊＊＊＊金○○○○○円とする。ただし、物件のうち土地以外の建物等（以下「建物等」という。）については無償とする。

２　物件の数量は、別記物件目録の表示によるものとし、後日、再実測の結果、差異が生じても、甲乙互いに異議を申し立てず、譲渡代金を増減しないものとする。

（契約保証金）

第３条　甲及び乙は、この契約の締結と同時に、甲が乙から既に受領した契約保証金相当額金○○○○円（物件の譲渡に係る入札保証金金○○○円を含む。）を契約保証金として充当するものとする。

２　前項の契約保証金には利息を付さないものとする。

３　甲は、第１項の契約保証金を、次条に規定する譲渡代金の支払の時に、譲渡代金の一部に充当するものとする。

４　乙は、次条に規定する期間内における譲渡代金の支払までの間においては、契約保証金を放棄することにより、この契約を解除することができるものとする。

（譲渡代金の支払い）

第４条　乙は、譲渡代金のうち契約保証金を除いた金○○○○○円を、甲の定める方法により平成26年2月28日までに甲に支払うものとする。

（所有権の移転等）

第５条　甲は、前条に規定する譲渡代金の支払の完了と同時に、乙に対して物件の所有

権を移転し、直ちに、物件を引き渡すものとする。

（登記）

第６条　甲は、物件の所有権が乙に移転し、引渡しが完了した後に、物件の所有権移転の登記を行い、乙はこれに協力するものとする。

２　前項の所有権移転の登記に要する費用は、乙が負担するものとする。

（瑕疵担保）

第７条　甲は、瑕疵担保責任を負わないものとする。

（公租公課の負担）

第８条　物件について甲に賦課される公租公課は、物件の引渡日の属する年（物件の引渡日が１月１日から３月 31 日までのときは、引渡日の属する年の前年）の４月１日から物件の引渡日の属する月の末日までのものは甲が、また、その翌月以降のものは乙が、それぞれ月割計算により負担するものとする。

２　乙は、前項の規定による乙の負担分を、甲の定める期日までに、甲の定める方法により、甲に支払うものとする。

（違約金）

第９条　乙は、この契約の締結日以後、物件の引渡日から起算して１年を経過するまでの間に、次条第１項の規定により甲がこの契約を解除したときは、金（譲渡代金の 20％）円を違約金として、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。

（甲の契約解除権等）

第 10 条　甲は、この契約の締結日以後、物件の引渡日から起算して１年を経過するまでの間に、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないでこの契約を解除することができる。

一　第４条に規定する期限までに譲渡代金を支払わないとき。

二　その他この契約に違反したとき。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、甲は、譲渡代金又は契約保証金として乙から既に受領した額を乙に返還し、乙は、直ちに、物件をこの契約を締結した時の状態（ただし、建物等を解体・撤去した場合の建物等を除く。）に復して、甲の定めるところに従い甲に返還するものとし、甲への所有権移転登記を要する場合は、乙はこれに協力するものとする。この場合において、甲が乙に返還する金額には利息を付けないものとする。

３　前項の規定による物件の原状回復に要する費用は、乙が負担するものとする。

（契約解除による使用料相当額の支払義務）

第 11 条　乙は、前条第１項の規定により甲がこの契約を解除したときは、物件の引渡日の属する月から前条第２項の規定により甲が乙から物件の返還を受けた日の属する月までの使用料相当額を、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。

２　前項の使用料相当額の年額は、譲渡代金に６パーセントの割合を乗じて得た額とし、１年未満の端数があるときの１か月当たりの使用料相当額は、当該年額に 12 分の１を乗じて得た額とする。

（損害賠償）

第 12 条　乙は、第 10 条第１項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、甲の受けた損害の額が第９条の違約金の額と前条の使用料相当額との合計を超えるときは、甲の請求により、その超える部分に相当する額を甲に支払うものとする。

（遅延利息）

第 13 条　乙は、この契約に基づく甲に対する金銭債務の履行を遅延したときは、その遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年（365 日当たり）14.56 パーセントの割合により算定した額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（相殺）

第 14 条　第 10 条第１項の規定により甲がこの契約を解除したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき使用料相当額、違約金その他の金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額につき相殺するものとする。

（適用法令等）

第 15 条　この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（返還金の受領場所）

第 16 条　乙は、この契約に基づき甲が乙に対して返還すべき金銭債務があるときは、甲の指定する場所においてこれを受領するものとする。

（管轄裁判所等）

第 17 条　この契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議するものとし、甲乙間に権利義務の争いがあるときは、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 ２６ 年　 月　 日

譲渡人　甲　福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号
独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　　板　井　秀　行

譲受人　乙

別記

物件目録

<table>
<tr><td rowspan="3">土地</td><td>所在及び地番</td><td colspan="4">福岡市南区皿山四丁目五区 29 番 1 及び 29 番 10</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地目</td><td rowspan="2">宅地</td><td>地積(公簿)</td><td>2,039.41 ㎡</td></tr>
<tr><td>実測面積</td><td>2,038.95 ㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建物</td><td>所在</td><td colspan="4">福岡市南区皿山四丁目五区 29 番 10</td></tr>
<tr><td>家屋番号</td><td colspan="4">29 番 10</td></tr>
<tr><td>種類</td><td>共同住宅</td><td>構造</td><td colspan="2">鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建</td></tr>
<tr><td>床面積(公簿)</td><td colspan="4">1 階：209.39 ㎡　2 階：232.59 ㎡　3 階：232.59 ㎡
述べ 674.57 ㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="4">テニスコート、その他工作物等一式</td></tr>
</table>

≪譲受人が複数者である場合には、下線の項目が追加されます。≫

（総則）

第１条　甲は、別記物件目録に表示する土地等（以下「物件」という。）をこの契約に定める条件で乙に譲り渡し、乙は、これを譲り受けるものとする。

２　甲及び乙は、この契約に基づく権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

３　物件に係る乙の持分の割合は、別記２乙の共有持分割合のとおりとする。

４　乙は、互いに連帯してこの契約に基づく債務を負うものとする。

別記

２　乙の共有持分割合

所在	地番	共有持分割合
		持分○○○／○○○　　○○○○○ 持分○○○／○○○　　○○○○○
所在	家屋番号	共有持分割合
		持分○○○／○○○　　○○○○○ 持分○○○／○○○　　○○○○○

≪譲受人が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に定義される消費者に該当する場合には、第７条を下記のとおり変更します。≫

（瑕疵担保）

第７条　物件のうち土地に隠れた瑕疵が発見された場合には、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 570 条の規定にかかわらず、物件の引渡しが完了した日（以下「物件の引渡日」という。）から２年間に限り、甲がその責めを負うものとする。

２　甲は、建物等に隠れた瑕疵が発見された場合には、民法第 570 条に規定する担保の責任を負わないものとする。

物件概要等について

１　物件概要書は、入札参加を御検討いただく際に物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身において、必要に応じて現地確認や諸規制の状況等の調査を行ってください。

２　物件への立入りは、物件の公開日（3ページを参照）以外は原則できませんので御了承ください。

３　物件の引渡しは、現状有姿となります。

４　物件概要書の記載事項及び添付図面は、現状と異なる場合があり、また個人名等については、これを特定するものではありませんので、あらかじめ御了承願います。

５　建物等の除去等に必要な一切の費用は、譲受人の負担となります。

６　都市施設を利用する場合には、各施設の事業者との事前協議が必要となります。また、施設の詳細や負担金の有無については各施設の事業者に御確認の上、入札に御参加ください。

７　開発にあたっては、建築基準法、各地方公共団体の条例等により指導がされる場合がありますので、関係各機関に御確認願います。

土地等譲渡契約締結時の本人確認について

当機構（以下「機構」といいます。）では、土地等譲渡契約の締結に際し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号)」に準じた本人確認（以下「本人確認」といいます。）を行うこととといたしました。

契約締結のために機構に来社される方（**法人の代表権のある方 、 法人の取引担当の方 又は 代理人**）には、**個人の 運転免許証 、 宅地建物取引主任者証 、 健康保険被保険者証** その他の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府ほか省令第 1 号)」に定める本人確認書類（以下「本人確認書類」といいます。）にて本人確認をさせていただきますので、あらかじめ本人確認書類をご用意くださいますようお願いします。

※ 本人確認に応じることは、入札参加資格となっております。本人確認に応じない場合、落札は無効とし入札保証金の返還は行いません。
※ 株式会社の社員証など公的機関以外が発行した書類は本人確認書類に該当しません。
※ 譲受人本人（株式会社等の法人又は個人）については、入札参加申込み時の必要書類として提出していただいた本人確認書類により本人確認を行いますが、契約締結時までに当該本人確認書類の内容に変更があった場合は、あらためてご提出いただきます。
※ 本人確認で取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく行政庁に提供することがあります。

別紙１

物件説明書

地区名		皿山４丁目（住居表示：5 番 27）
1　土地の表示		
	(1) 所在・地番	福岡市南区皿山四丁目五区 29 番 1 及び 29 番 10
	(2) 地目	宅地
	(3) 地積	2,039.41 ㎡(公簿)、 2,038.95 ㎡（実測面積）
2　建物の表示		
	(1) 所在	福岡市南区皿山四丁目五区 29 番 10
	(2) 家屋番号	29 番 10
	(3) 種類	共同住宅
	(4) 構造	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根　3 階建　1 棟
	(5) 床面積（㎡）	1 階 209.39 ㎡　2 階 232.59 ㎡　3 階 232.59 ㎡　計 674.57 ㎡（公簿）
	(6) その他	ﾃﾆｽｺｰﾄ、ポンプ室、倉庫、焼却炉、その他工作物等一式
3	交通状況	譲渡土地←（徒歩約 6～8 分）→西鉄バス「長住 6 丁目」バス停又は皿山 4 丁目バス停→西鉄大牟田線「高宮」駅前バス停（約 25 分）
4　法令に基づく制限等（主なもの）		
	(1) 区域・区分	都市計画区域　市街化区域
	(2) 用途地域	第一種低層住居専用地域
	(3) 建ぺい率	50%
	(4) 容積率	80%
	(5) その他の地域地区	―
	(6) 建物の高さの制限	10m
	(7) 道路等の都市計画による制限	なし
	(8) その他法令等に基づく制限（主なもの）	・ 建築基準法（福岡市建築指導課） ・ 建築基準法施行令 27 条（福岡市道路課） ※建物の延床が 1,000 ㎡以上の場合の接道条件等 ・ 都市計画法第 29 条：福岡市開発行為許可等条例（福岡市開発・建築調整課）※主な事項：敷地規模 1,000 ㎡以上の開発行為が対象、30ｃｍを超え土砂の移動、切り盛りの発生で１ｍ以上の擁壁が伴う等、最少区画面積 165 ㎡以上等 ・ 福岡市土壌汚染対策指導要領、文化財保護法　等 注）法令等の制限については、事前に関係機関に十分確認してください。

5	私道負担に関する事項	なし			
6	接面道路状況	位置	名称等	現況幅員	その他
	三方路に接する （福岡市路線情報については、実際の幅員を確約するものではない。） 但し、当該敷地が接する公道は福岡市と立合い済。（幅員 6.0m。）	南側 西側 北側	（福岡市路線情報） 市道皿山 2389 号線 （福岡市路線情報） 市道皿山 2391 号線 （福岡市路線情報） 市道皿山 2390 号線	6.0～6.0m 延長 82.15m 5.8～6.0m 延長 170.12m 5.95～6.0m 延長 100.60m	対象土地における区画形質の変更が、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に定める開発行為に該当する場合は、ｾｯﾄﾊﾞｯｸを要することがあります。この場合、関係機関と協議の上、譲受人の責任と負担により必要な整備を行ってください。

7	都市施設		利用可能な施設	管理者等
		給水	福岡市水道	･施設の利用の手続き及び工事にあたっては、福岡市水道局等と協議のうえ、譲受人の責任と負担にて行ってください。
		排水 雨水	福岡市下水道	･施設の利用の手続き及び工事にあたっては福岡市水道局等と協議の上、譲受人の責任と負担にて行ってください。
		排水 汚水	福岡市下水道	･施設の利用の手続き及び工事にあたっては、福岡市水道局等と協議の上、譲受人の責任と負担にて行ってください。 ※公共下水道受益者負担金については、昭和 62 年に一括賦課済みであることを確認済みです。
		電気	九州電力	・南北西側市道に架空線あり ･対象土地内の南北西側には、九州電力の電柱が 4 本建柱（うち２本には支線、4 本に外灯あり）されており、架空線とともに隣接地の一部に対する電力供給の用に供されております。当該電柱の位置等を変更する場合は、九州電力等と協議の上、譲受人の責任と負担にて行ってください。
		ガス	西部ガス	･施設の利用手続き及び工事にあたっては、西部ガス等と協議の上、譲受人の責任と負担にて行ってください。
		電話	NTT 西日本	・南北西側市道に架空線あり ･対象土地内の南北西側には、九州電力の電柱に NTT 西日本の電話設備が設置共有化されており、架空線とともに隣接地の一部に対する通信の用に供されております。当該電柱の位置等を変更する場合は、NTT 西日本等とも協議の上、譲受人の責任と負担にて行ってください。
		標識等	福岡県公安委員会、福岡市道路維持課等	・対象土地の西側 2 ヶ所の交差点付近に道路標識及びカーブミラーが設置されています。当該標識に関しては、施設管理者に確認してください。

8　土地引渡時における土地の形状、構造等	イ　対象土地は、提供資料 1「建設工事設計図」に記載した建物、ポンプ室、擁壁、塀、ネットフェンス、柵、仮囲い、桝、側溝、焼却炉、滑り台、砂場、倉庫、樹木（切り株を含む。）等の未収去物を存置した現状有姿で引き渡します。当該未収去物について、機構は撤去義務等の一切の責めを負いません。また、引渡時の現況と提供資料 1「建設工事設計図」との間に差異がある場合は、現況を優先します。 ロ　対象土地内にある擁壁等については、現状において現在の福岡市の開発許可の基準を満たしておりません。対象土地における区画形質の変更が都市計画法に定める開発行為に該当する場合は、当該擁壁の改修が必要となります。この場合に要する費用は、土地譲渡譲受人の負担で行っていただきます。また、改修方法の如何によっては、有効宅地面積が減少することがあります。 ハ　対象土地内のﾃﾆｽｺｰﾄ東側にある法面は、雑草が生えた自然の状態で存在します。法面保護設備や雨水排水設備は施されておりません。なお、当該法面については、テニスコートフェンスを支える基礎が敷設されています。また、宿舎東側にある塀についても雨水排水設備は施されておりません。現状で安定していることを確認しておりますが、建設時から年数が経過しており、開発許可申請の際に改修が必要となることがあります。 ニ　対象土地の地耐力調査は、機構では行っておりません。地耐力（支持力）は位置により異なりますので、譲受人は建築物の基礎工事に当たっては、譲受人の責任と負担において、地盤等を十分調査したうえで必要に応じて補強等の適切な措置を講じてください。
9　境界確認等に関する事項	イ　対象土地に接する公共用地及び民有地との境界については、確認済みです。(「境界確認書」を閲覧に供します。市の確認書については、現在申請中）なお、譲受人には境界確認書を承継していただきます。 ロ　29 番 1 の東側はネットフェンスとその基礎が敷設されています。29 番 10 の東側には、ｺﾝｸﾘｰﾄ塀が擁壁部分まで一体として敷設されております。塀は敷地境界より引いて敷設されその基礎も機構敷地内に存してはいますが、いずれも現況では隣接地の宅地を支えています。それらを修繕、改修、撤去等工事を行う際は、必ず隣接地の方と十分協議を行ってください。
10　土壌汚染に関する事項	譲受人は土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づき必要な手続を行うものとし、土壌汚染調査を行う場合は、または、調査の結果、汚染物質等が検出され除去等行う場合、譲受人自らの責任と負担で行ってください。(土地譲渡契約書第 7 条に規定する瑕疵担保責任の対象外とします。） なお、対象土地を含む周辺の地歴は、日本住宅公団が区画整理事業を行う以前、傾斜地を含む山林、原野、畑であったこと等が国土地理院航空写真（閲覧参照）で確認でき、(土地区画整理事業以前の登記が法務局に存在しないため登記簿上の地目が確認できない。）土地区画整理事業以後、宅地として整備され、昭和 43 年度に日本住宅公団皿山職員宿舎が建設され現在に至っています。(国土地理院の航空写真を閲覧に供します。)
11　地中埋設物	イ　対象土地については、建物及びその他工作物の現状有姿での引き渡しのため、地中には、既存建物の基礎、杭、埋設管、ポンプ室土台、焼却炉、擁壁、ｺﾝｸﾘｰﾄ塀及びその基礎、フェンス等除却されずに残されています。 ロ　整地工事及び建物の建設等にあたり、それらの撤去が必要な場合、撤去に要する費用はすべて譲受人の負担とします。(土地譲渡契約書第 7 条に規定する瑕疵担保責任の対象外とします。）

12	有害物質等(アスベストを含む）について	イ　建設時図面確認及び目視により、建設当時に既存建物にはアスベストが含まれていることが確認されており、現在も残っています。（機構からの資料提供 2「アスベスト明示図面」参照）既存建物の解体前には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年度法律第 104 号）等（以下「関連法律等」という。）に基づく必要な調査を実施してください。なお、当該調査に要する費用は全て譲受人の負担とします。また、アスベスト及びその他の有害物質（以下併せて「有害物質等」という。）を除去する場合には、必要な措置を講じてください。(土地譲渡契約書第 7 条に規定する瑕疵担保責任の対象外とします。） ロ　宿舎敷地内西側に焼却炉が設置されています。ダイオキシンについて、土壌サンプリング調査を行った範囲においては基準値以下の結果が出ています。(機構からの資料提供 3「ダイオキシン調査」参照）但し、建設に当たり新たに除去すべき基準値の範囲が確認された場合は、除去に要する費用等は、譲受人の負担とします。(土地譲渡契約書第 7 条に規定する瑕疵担保責任の対象外とします。）
13	埋蔵文化財に関する事項	イ　対象土地は、福岡市埋蔵文化財審査課において確認したところによると周知の埋蔵文化財の包蔵地外（機構からの提供資料 4「包蔵地位置図」参照）ですが、都市計画法第 32 条に関わる開発の場合は、包蔵地外であっても別途協議が必要になる場合があります。 ロ　イの協議の結果、試掘調査を行う場合の費用は掛かりませんが、試掘の結果、発掘調査を行う場合の費用は、事業者負担となります。譲受人が建設工事を行う際に埋蔵文化財が発見された場合は、直ちに工事を中止し、文化財保護法第 96 条第 1 項及び第 184 条第 1 項第 6 号の規定に基づき福岡市経済観光文化局埋蔵文化審査課に届出を行い、譲受人の責任と負担において同課と協議の上、対処していただきます。また、協議の結果、埋蔵文化財の試掘調査が必要となった場合は、譲受人の責任と負担でこれを行ってください。なお、当該調査の実施に起因して、事業期間の延長、又は譲受人の建築物の建設に要する費用が増加する等の事由により、譲受人に何らかの損害等が発生した場合においても、土地譲渡契約第 7 条「瑕疵担保責任」の対象外とし、機構はその損害等の一切について賠償する責めを負いません。
14	その他の重要事項	イ　対象土地の一帯は、昭和 40 年代初期に日本住宅公団が土地区画整理を施行した上で宅地分譲を行い、建築がされほぼ現況の街並みが現在まで形成されています。譲受人が、新たな開発を行う場合は、近隣住民の方々に計画内容を十分説明し施工してください。 ロ　対象土地内の東側境界沿いの隣接地と接する工作物の改修等にあたっては、良好な近隣関係構築のため隣接者と十分協議を行ってください。
15	平成 25 年度固定資産税評価額及び課税額	土地評価額計 141,384,883 円（固定資産・都市計画税 1,045,853 円） 家屋評価額　　12,050,875 円（固定資産・都市計画税　204,864 円）

注1 本項に記載した対象土地にかかわる法令等にもとづく制限等については、独立行政法人都市再生機構において事前に公開されている情報を調査したもので確約するものではありません。
注2実際に建築・開発等申請される場合は、事前に制限内容やその詳細については、管轄する関係自治体の担当窓口等で更に調査・確認されるようお願いいたします。
注3 都市施設を利用する場合には、各施設の事業者との事前協議が必要となります。施設の詳細や負担金の有無については各施設の事業者に確認のうえ入札に参加されるようお願いいたします。
注4 入札にあたっては、現地の状況及び周辺環境を十分確認されるようお願いいたします。
注5　提供資料については、（独）都市機構九州支社経理チームにて配布します。

入札参加申込書

平成 26 年 1 月　日

独立行政法人都市再生機構九州支社　支社長　殿

申込者
住所
氏名　（実印）

（連絡先電話番号　　―　　―　　）

代理人
住所
氏名　（使用印）

（連絡先電話番号　　―　　―　　）

下記物件に係る財産売却一般競争入札への参加を申し込みます。

記

入札物件：旧皿山職員宿舎（福岡市南区）

以　上

（注 1）代理人により申込みを行う場合は、委任状を添付し、申込人の住所・氏名のほか、代理人の住所・氏名を記入し、代理人の使用印を押印してください。
（注 2）複数者が連名で入札する場合で、申込人欄に記載しきれない場合は、欄外、裏面等の余白部分に記入・押印してください。

委　任　状

代理人　住　所

氏　名

代理人 使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

下記物件に係る財産売却一般競争入札に関する一切の件。

入札物件：旧皿山職員宿舎（福岡市南区）

以　上

平成　　年　　月　　日

委任者　住　所

氏　名　　実印

（電話番号）　　－　　－

（注）１　委任者の印鑑は、印鑑証明書の印を押印してください。

２　代理人が使用する印を右上の欄内に押印してください。

３　複数者が連名で入札する場合で、委任者欄に記載しきれない場合は、欄外、裏面等の余白部分に記入・押印してください。

入　札　書

独立行政法人都市再生機構九州支社　支社長　殿

入札者　住　所
　　氏　名　　実　印

代理人　住　所
　　氏　名　　使用印

入札物件：旧皿山職員宿舎（福岡市南区）

金　額				十億			百万			千			円

※　入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。（入札金額を訂正すると無効になります。）

1　財産売却一般競争入札広告書、財産売却一般競争入札案内書（添付書類を含む。）及び土地等譲渡契約書の各条項を承知の上、上記のとおり入札します。

2　財産売却一般競争入札広告書及び財産売却一般競争入札案内書に記載する入札参加資格を有することを誓約いたします。

（注）1　代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載し、代理人の使用印を押印してください。
2　複数者が連名で入札する場合で、入札者欄に記載しきれない場合は、欄外、裏面等の余白部分に記入・押印してください。
3　入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記載してください。
4　一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

入札書などの記載留意点

入　札　書

独立行政法人都市再生機構九州支社　支社長　殿

※入札者本人（入札者が法人の場合は代表権のある方）が入札書を持参する場合は、実印を必ず押印して下さい。（法人の場合は、代表権のある方の氏名を必ず記載して下さい。）

入札者　住　所　福岡市○○区△△□丁目■■番地
　　氏　名　●●株式会社
　　代表取締役　機構太郎　　●●株式会社代表取締役印　実印

※代理人に入札させる場合（入札者が法人の場合は代表権のある方以外の社員の方等が入札書を持参するときも含みます。）は、裏面をご参照下さい。

代理人　住　所
　　氏　名　　使用印

入札物件：旧皿山職員宿舎（福岡市南区）

金　額				十億			百万			千			円
数字の前に必ず「¥マーク」を記載				¥	×	×	×	×	×	×	×	×	×

※　入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。（入札金額を訂正すると無効になります。）

1　財産売却一般競争入札広告書、財産売却一般競争入札案内書（添付書類を含む。）及び土地等譲渡契約書の各条項を承知の上、上記のとおり入札します。

2　財産売却一般競争入札広告書及び財産売却一般競争入札案内書に記載する入札参加資格を有することを誓約いたします。

※　必ず内容をよくご確認下さい。

（注）1　代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載し、代理人の使用印を押印してください。
　　2　複数者が連名で入札する場合で、入札者欄に記載しきれない場合は、欄外、裏面等の余白部分に記入・押印してください。
　　3　入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記載してください。
　　4　一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

代理人に入札させる場合

※入札者が法人の場合

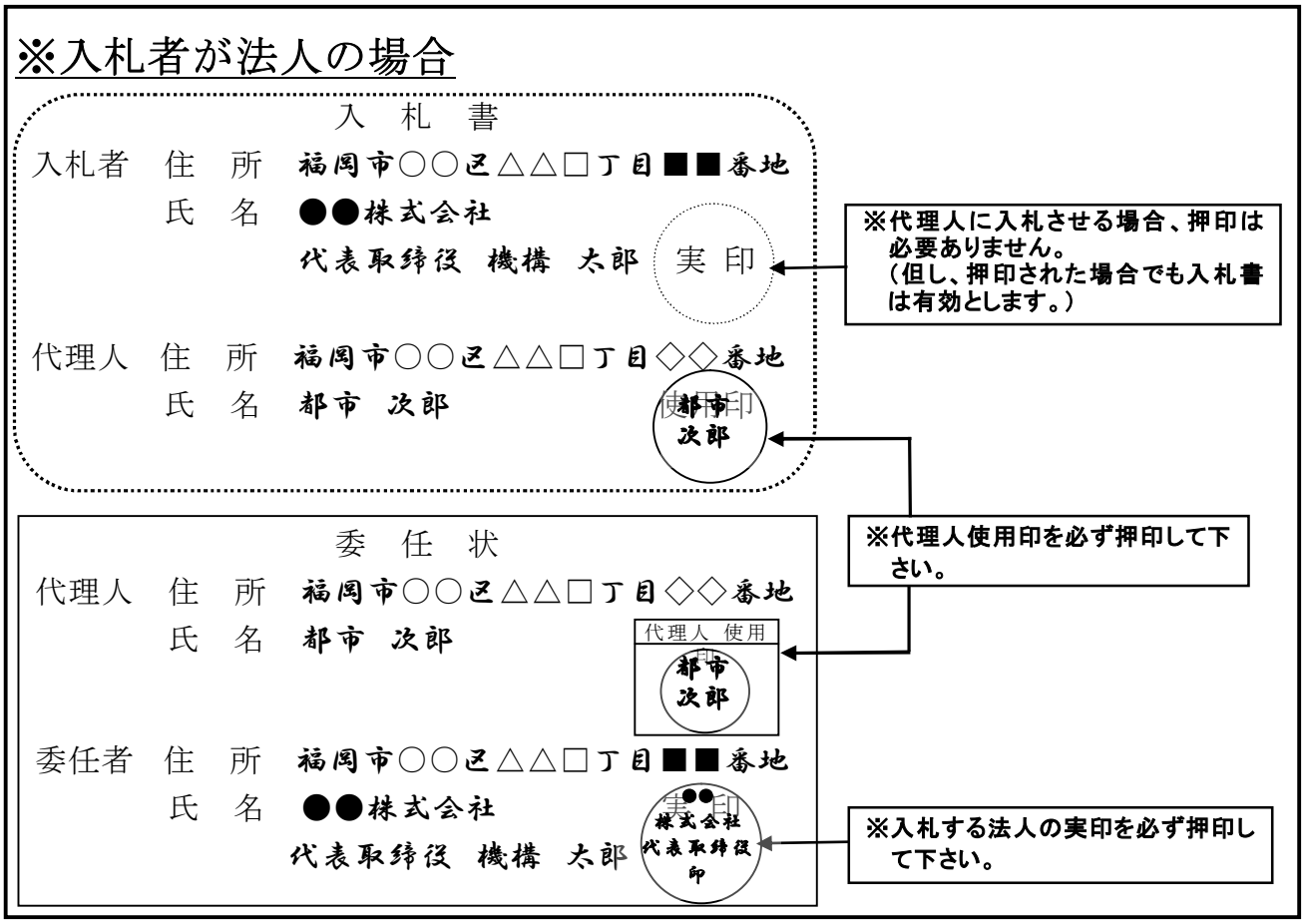

※入札者が個人の場合

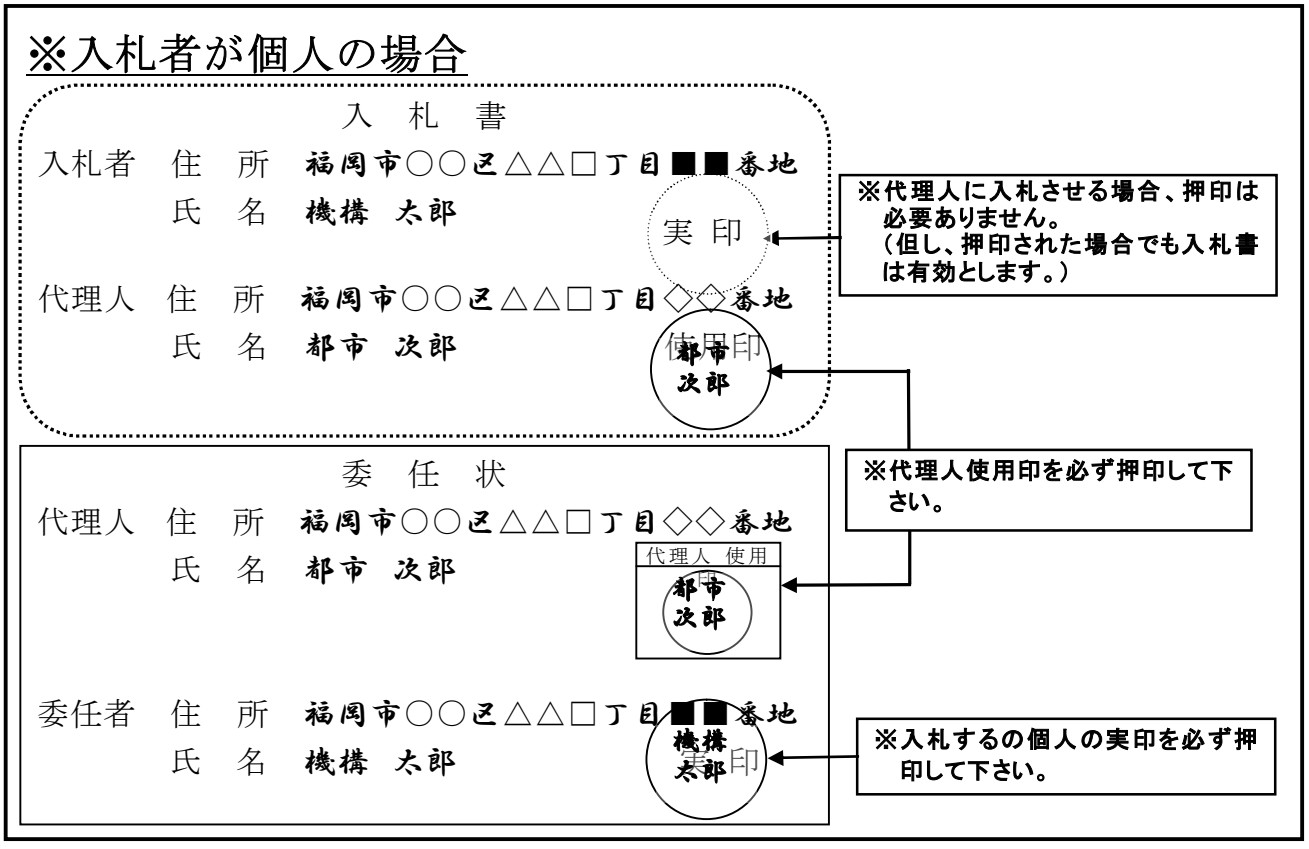

※留意事項

1　委任状や入札書以外の書類についても、入札者（又は申込者等）氏名記入欄には必要事項（法人の場合は会社名、代表者氏名、押印等）を漏れなく記入してください。

2　複数者による入札の場合、入札者（又は申込者等）氏名記入欄には入札者全員の必要事項（法人の場合は会社名、代表者氏名、押印等）を漏れなく記入してください。

3　入札者本人（入札者が法人の場合は代表権のある方）が入札書を持参する場合は、代理人の記入・押印の必要はありません。（委任状提出の必要はありません。）

入札保証金提出書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構九州支社　支社長　殿

入札者	〒　　－　　TEL　　－　　－ 住　　所 氏　　名 実印

下記の金額を財産売却一般競争入札の入札保証金として提出します。

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。

入札保証金額　￥　　-

入札物件	旧皿山職員宿舎（福岡市南区）

振込先	金融機関等名	銀　行 信用金庫	支　店 営業部
	金融機関等コード	金融機関コード	支　店コード
	預金の種類	普通預金　当座預金　その他（　　）	
	口座番号		右詰めで記入してください。
	口座名義人氏名	（フリガナ）	

注）複数者が連名で入札する場合で、入札者欄に記載しきれない場合は、欄外、裏面等の余白部分に記入・押印してください。

裏面に入札保証金の振込みが確認できるもの（振込時に金融機関が発行した「受領書」の写し等）を貼付してください。

入札保証金の振込みが確認できるもの貼付場所

（振込時に金融機関が発行した「受領書」の写し等をのり付けのこと）

入札書提出用封筒記入例

（表）	（裏）
独立行政法人都市再生機構九州支社　支社長　殿 財産売却一般競争入札　旧皿山職員宿舎（福岡市南区）　入札書	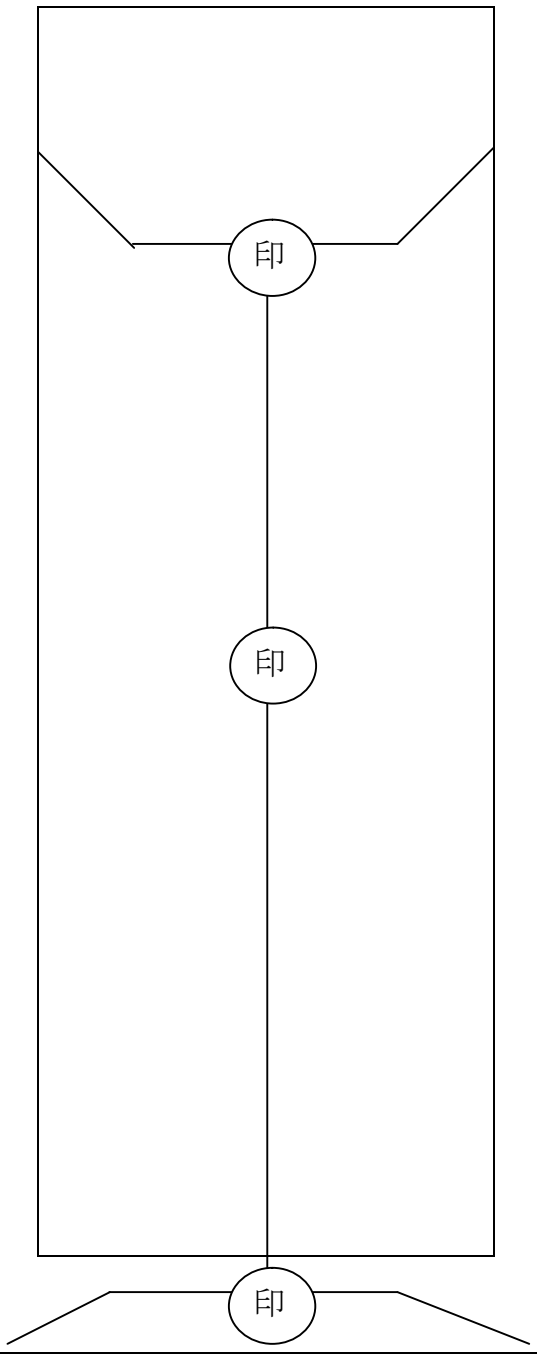

・封筒は当社において用意しておりません。任意の封筒によりご提出ください。
・裏面の割り印には、ご本人が参加される場合は実印を、代理人が参加される場合は代理人使用印をご使用ください。

入札保証金返還請求書

兼 入 札 辞 退 届

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構　理事　殿

住　所

氏　名　　実印

下記の金額を財産売却一般競争入札の入札保証金として振込みいたしましたが、入札書は提出せず辞退いたしますので、入札保証金の振込受領書及び印鑑証明書を添えて下記の振込先への返還手続を申請いたします。なお、入札保証金の返還振込時期については、機構の指示に従います。

振込日	

￥

入札者の氏名												
振込先	金融機関等名	銀　行 信用金庫					支　店 営業部					
	金融機関等コード	金融機関 コード					支　店 コード					
	預金の種類	普通預金　　当座預金　　その他（　　）										
	口座番号								右詰めで記入してください。			
	口座名義人 氏名	（フリガナ）										

注）本請求書を提出するときは、**印鑑証明書**及び**入札保証金の振込みが確認できるもの（振込時に金融機関が発行した「受領書」の写し等）**を機構に提出してください。なお、振込受領書は、確認後、直ちに返却いたします。

機構使用欄

建物配置図

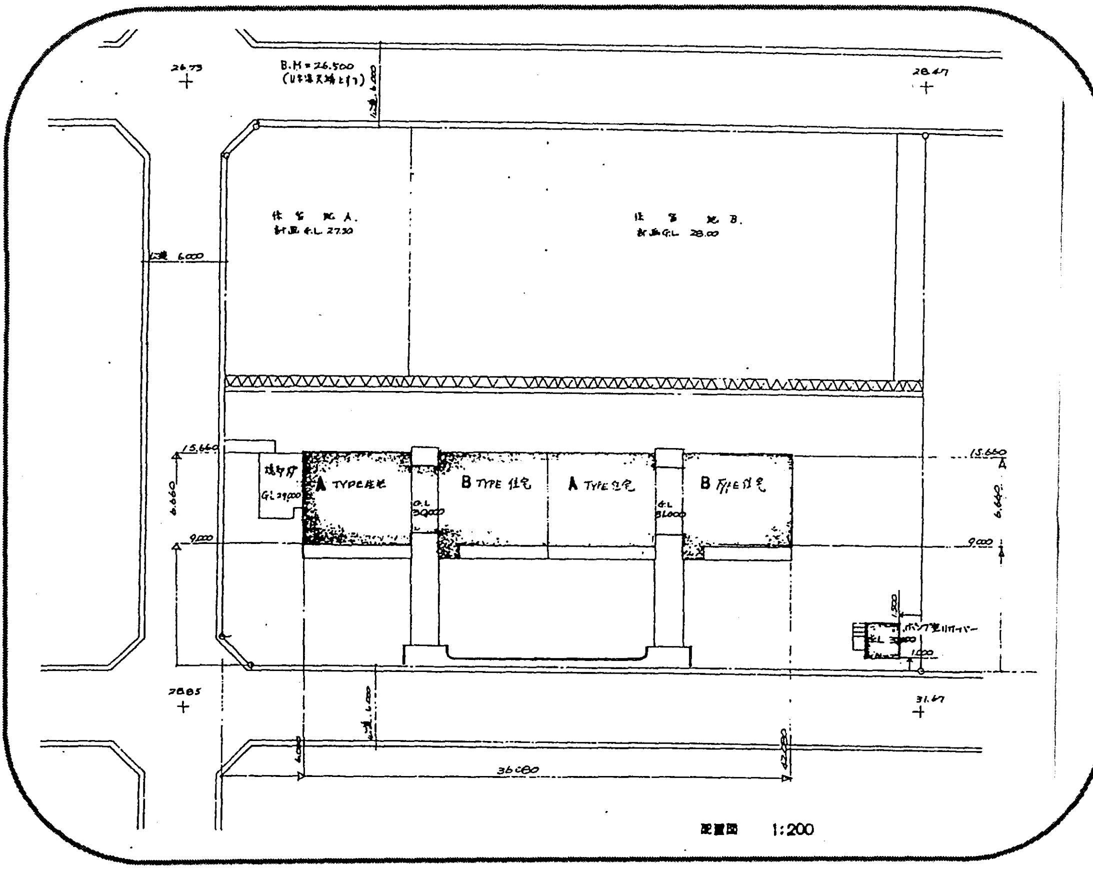
15.660
9.000
36080
配置図 1:200

公図

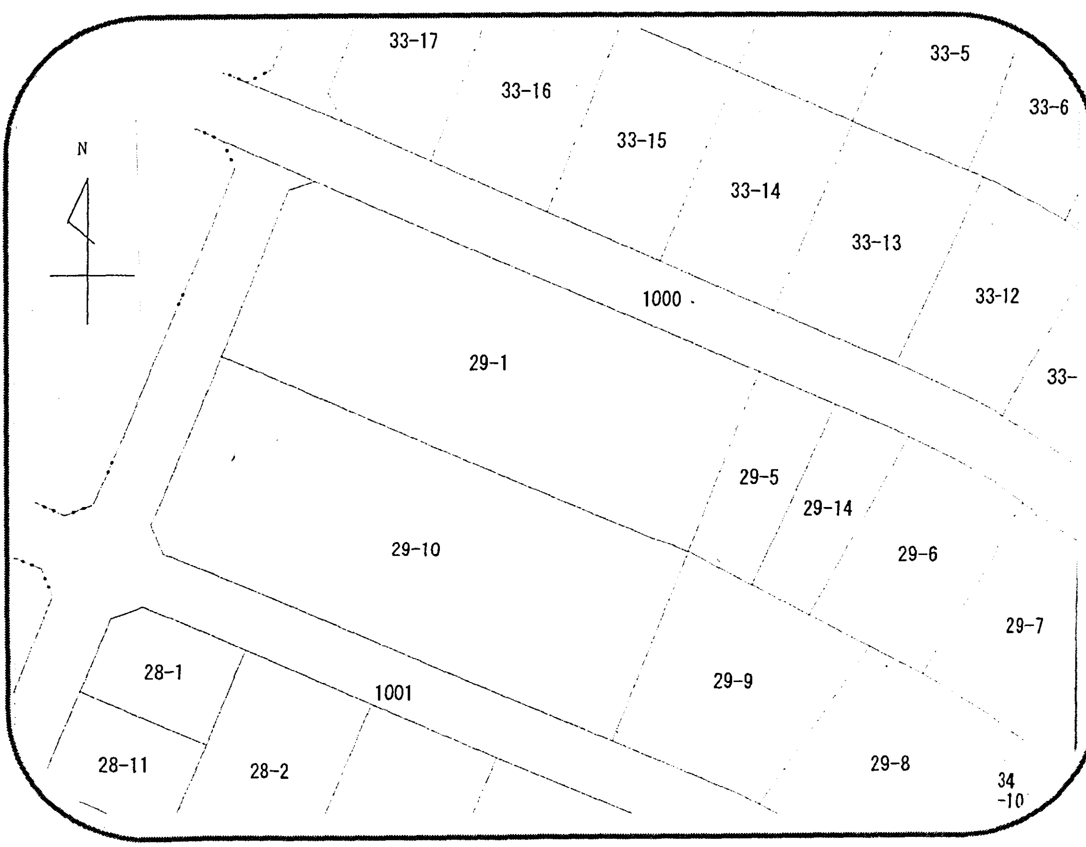
33-17
33-16
33-15
33-14
33-13
33-12
33-5
33-6
33-
N
1000
29-1
29-5
29-14
29-6
29-7
29-10
29-9
29-8
28-1
28-11
28-2
1001
34
-10

現況平面図

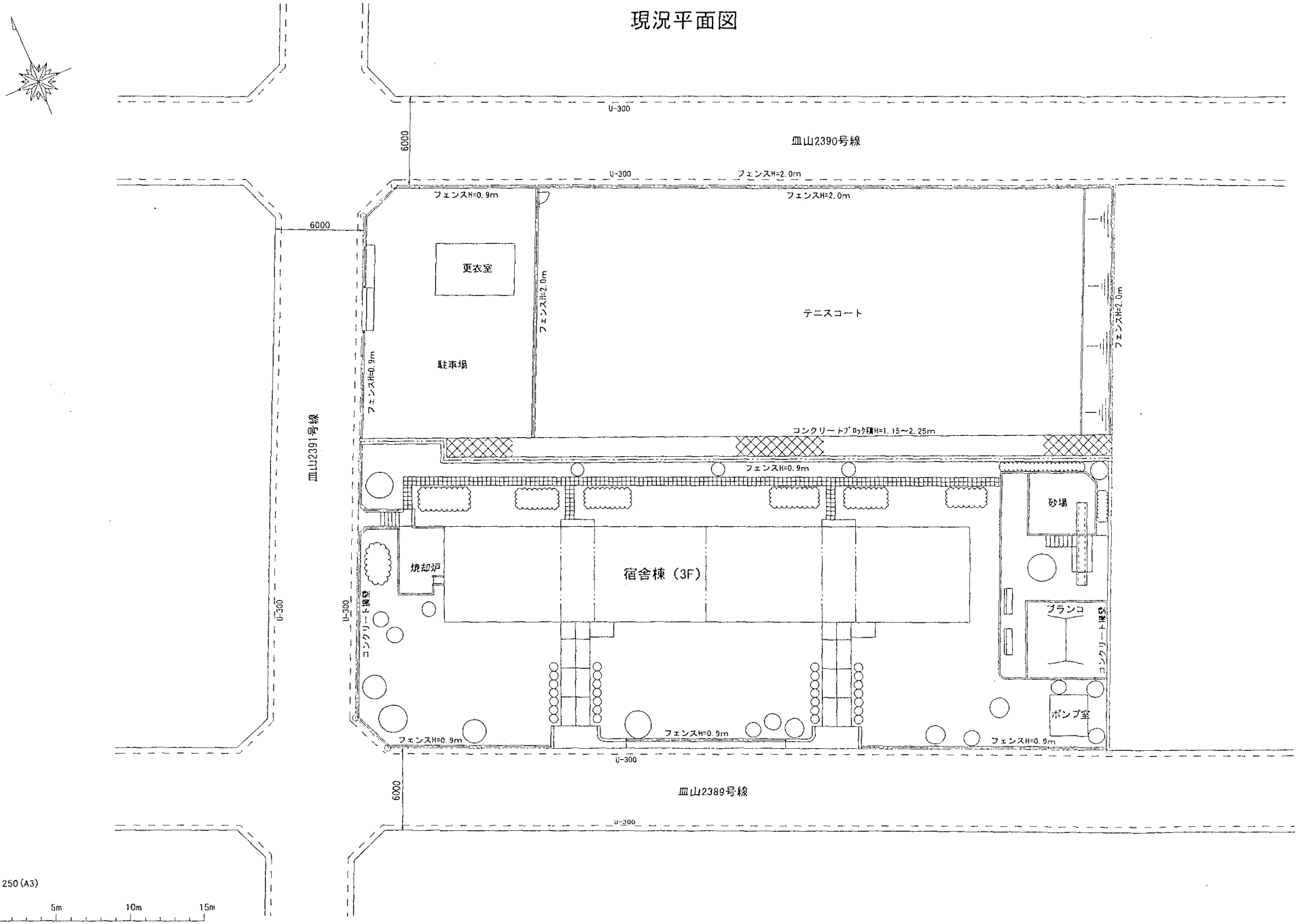

S=1:250(A3)

0 5m 10m 15m

現況平面図

日付	UR 都市機構	設計	設計事務所	工事名称	設計名称 皿山職員宿舎基盤整備 実施設計業務	図面名称 現況平面図	縮尺 1/250(A3)	図面番号